

選考基準

1. 農業委員

(1) 要件「農業委員会等に関する法律第8条関係」

- ① 定数 14 名のうち、8 名は認定農業者等又は認定農業者に準ずる者
…公募要領 7 ページ参照
- ② 利害関係のない者 1 名
…公募要領 2 ページ参照
- ③ 女性及び 50 歳未満の者をそれぞれ 1 名以上

上記の要件を満たしつつ、以下に該当する者のうちから得点の高い候補者順に選考されます。(農業委員の採点方法は 2~4 ページ)

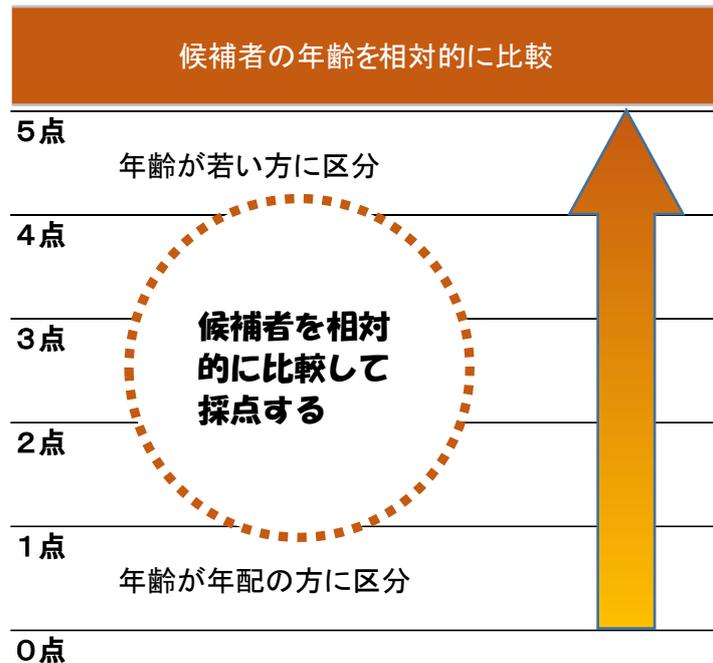
1	農業協同組合、農業共済組合、市内に受益地が存する土地改良区で5年以上の農業に関する業務経験を有する者
2	農政業務に5年以上携わった経験のある者
3	農家の収益向上等農村生活の発展を目的とする研究等の活動に5年以上実践経験のある者
4	桜井市の農業委員、市内地域の農家代表や水利役を歴任した者
5	市内で農業経営を行う認定農業者である個人
6	市内で農業経営を行う認定農業者である法人の業務執行役員又は使用人(法人の行う耕作等に関し権限及び責任を有する者)
7	市内の認定農業者であった者
8	市内の認定農業者の経営に参画する認定農業者親族
9	市内で農業経営を行う認定新規就農者である個人
10	市内で農業経営を行う認定新規就農者である法人の業務執行役員又は使用人(法人の行う耕作等に関し権限及び責任を有する者)
11	市内の集落営農組織の役員
12	市内の地域計画(旧人・農地プラン)に位置づけられた個人
13	市内の地域計画(旧人・農地プラン)に位置づけられた法人の業務執行役員又は使用人(法人の行う耕作等に関し権限及び責任を有する者)
14	指導農業士を歴任した者
15	桜井市の基本構想到達者である個人
16	桜井市の基本構想到達者である法人の業務執行役員又は使用人(法人の行う耕作等に関し権限及び責任を有する者)
17	その他市長が認める者

(2) 採点の方法

採点は、候補者ごとに次の4つの評価項目について5点満点で点数を付け、その点数にあらかじめ選考委員会が定めた評価項目別の重み付け点数（4ページ）を乗じて算出。

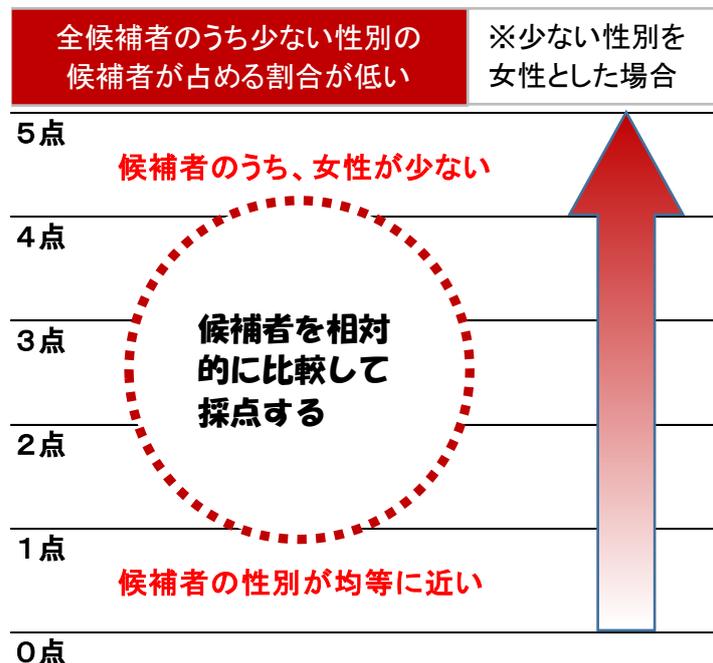
【年齢評価】 候補者の年齢を相対的に比較・区分し、若い年齢の候補者ほど高い評価を得る

●年齢評価イメージ



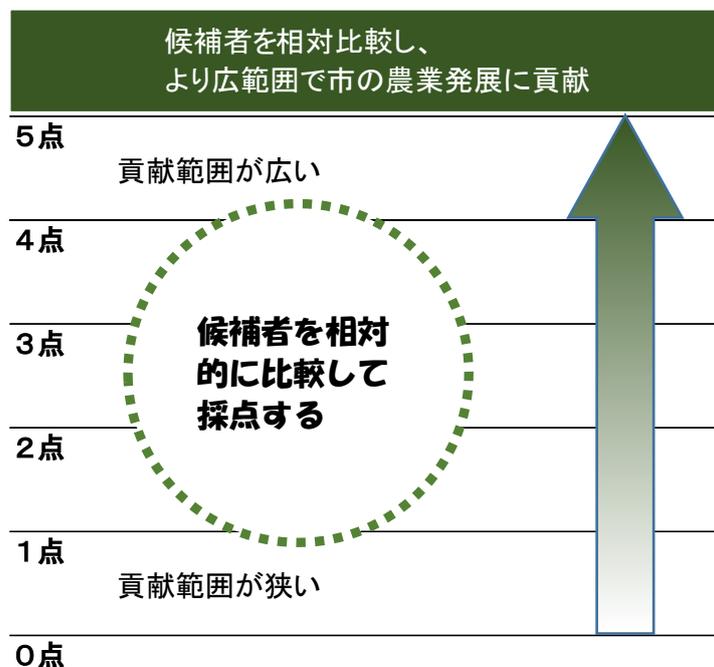
【性別評価】 候補者を性別で区分し、少ない性別の候補者ほど高い評価を得る

●性別評価イメージ



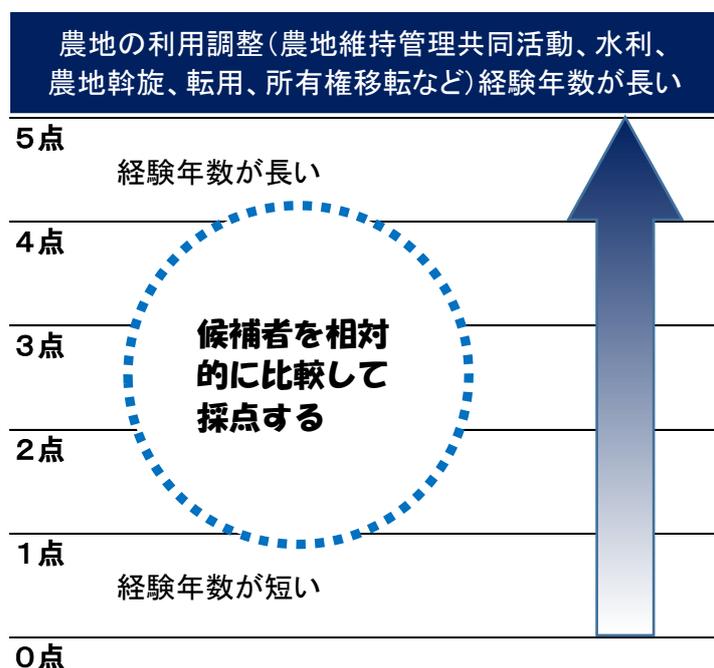
【貢献評価】 候補者の経歴等（例えば農業者等による話合いのコーディネータ役として活動してきた期間等）を候補者内で相対的に比較区分し、市内のより広範な地区で農業発展に貢献できると見込まれる候補者ほど高い評価を得る。

●貢献評価イメージ



【精通評価】 候補者の経歴等を候補者内で相対的に比較区分し、農業経営における地域内調整事項に関する経験がより豊富な候補者ほど高い評価を得る

●精通評価イメージ



(3) 重み付け点数について

4つの評価項目に重み付けを行って、評価項目の相対的な重要度を評価に反映させます。重み付け点数は合計100点を4つの評価項目で按分（あんぶん）します。

重み付け点数（例）	【年齢評価】	20点
	【性別評価】	20点
	【貢献評価】	35点
	【精通評価】	25点

(4) 採点例

- ・候補者A：39歳 男性 認定農業者に準ずる者
- ・候補者B：55歳 女性 農業生産グループリーダー 支部長を1年経験
※全候補者のうち女性の候補者が1割未満の場合の想定
- ・候補者C：64歳 男性 農家 農家代表地区会長6年経験
- ・候補者D：69歳 男性 農家 指導農業士8年経験 農業委員副会長歴任
- ・候補者E：80歳 男性 農家代表桜井地区会長歴任 農家代表20年経験

採点例

候補者名	採点欄												順位	
	年齢評価			性別評価			貢献評価			精通評価				合計
	点数	重み付け点数	小計											
候補者A	5	20	100	0	20	0	0	35	0	0	25	0	100	5
候補者B	4	20	80	5	20	100	2	35	70	1	25	25	275	2
候補者C	2	20	40	0	20	0	3	35	105	3	25	75	220	4
候補者D	1	20	20	0	20	0	4	35	140	4	25	100	260	3
候補者E	0	20	0	0	20	0	5	35	175	5	25	125	300	1

※採点例は計算例を示したものです。

(5) 点数が同点の場合

点数が同点の場合は1ページ「1、(1)」の表の順、耕作面積の多い順、の順に並べ替えます。

2. 農地利用最適化推進委員

(1) 要件「農業委員会等に関する法律第17条第1項関係」

農地利用最適化推進委員は1ページに示すような農業委員に定められている要件はありません。ただし、応募区域（公募要領3ページ参照）ごとに次に該当する者のうちから得点の高い候補者の順に選考されます。

1	農業協同組合、農業共済組合、市内に受益地が存する土地改良区で5年以上の農業に関する業務経験を有する者
2	農政業務に5年以上携わった経験のある者
3	農家の収益向上等農村生活の発展を目的とする研究等の活動に5年以上実践経験のある者
4	桜井市の農業委員、市内地域の農家代表や水利役を歴任した者
5	市内で農業経営を行う認定農業者である個人
6	市内で農業経営を行う認定農業者である法人の業務執行役員又は使用人(法人の行う耕作等に関し権限及び責任を有する者)
7	市内の認定農業者であった者
8	市内の認定農業者の経営に参画する認定農業者親族
9	市内で農業経営を行う認定新規就農者である個人
10	市内で農業経営を行う認定新規就農者である法人の業務執行役員又は使用人(法人の行う耕作等に関し権限及び責任を有する者)
11	市内の集落営農組織の役員
12	市内の地域計画(旧人・農地プラン)に位置づけられた個人
13	市内の地域計画(旧人・農地プラン)に位置づけられた法人の業務執行役員又は使用人(法人の行う耕作等に関し権限及び責任を有する者)
14	指導農業士を歴任した者
15	桜井市の基本構想到達者である個人
16	桜井市の基本構想到達者である法人の業務執行役員又は使用人(法人の行う耕作等に関し権限及び責任を有する者)
17	その他農業委員会が認める者

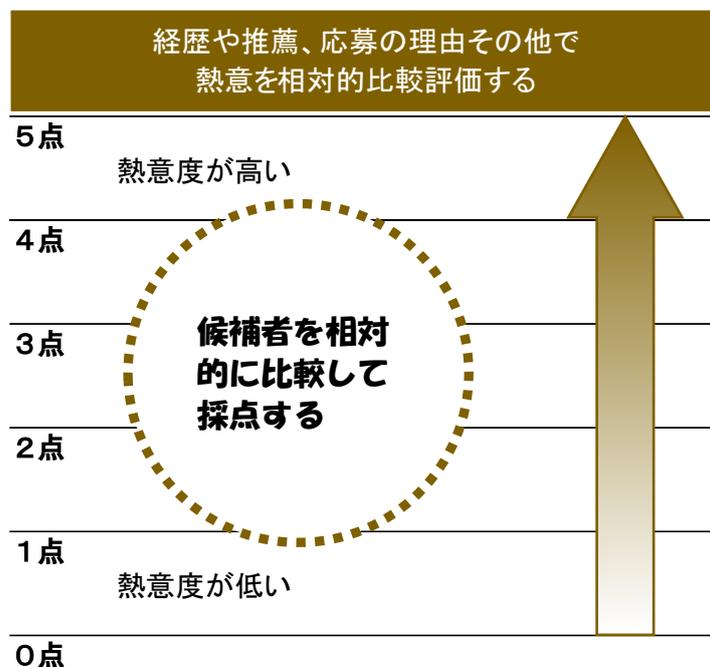
(2) 採点の方法

採点は、候補者ごとに次の2つの評価項目について、5点満点で点数を付けます。農地利用最適化推進委員の評価項目には重み付けを行いません。

【精通評価】 候補者の経歴等を相対的に比較区分し農業経営における地域内調整事項に関する経験がより豊富な候補者ほど高い評価を得る。
⇒農業委員の精通評価と同じ採点方法

【熱意評価】 候補者の経歴（例えば地域の農業者等による話合いのコーディネータ役としての活動実績期間等）、推薦又は応募の理由等を相対的に比較区分し、より熱意があると見込まれる候補者ほど高い評価を得る。

●熱意評価イメージ



採点例

候補者名	精通評価	熱意評価	評価合計	順位
候補者 1	0	0	0	5
候補者 2	1	2	3	4
候補者 3	3	3	6	3
候補者 4	4	4	8	2
候補者 5	5	5	10	1

(3) 点数が同点の場合

点数が同点の場合は 5 ページ「2、(1)」の表の順、耕作面積の多い順、の順に並べ替えます。